

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年2月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	4件
-----------------	----

厚生年金保険関係	4件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100163号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100082号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA社に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、同社C支店へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る人事記録簿及び同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社(B本社)から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100161号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100083号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成19年12月14日の標準賞与額を35万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成19年12月14日に35万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、35万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100162号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100084号

第1 結論

請求者のA事業所における平成29年12月12日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成29年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月12日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された平成29年分の源泉徴収簿及び賞与支給決裁書によると、請求者は、請求期間において、当該事業所から21万円の賞与の支払を受け、当該賞与から21万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を上回る額の保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された源泉徴収簿等により確認できる賞与額から、21万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年12月12日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年4月27日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100164号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100085号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を19万9,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に19万9,508円、平成19年12月14日に39万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は19万9,000円、平成19年12月14日は39万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100099 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100081 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 60 年 3 月から平成元年 3 月まで A 社に事務職として勤務した。

年金記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成元年 3 月 21 日となっているが、請求期間は出勤していないものの、平成元年 3 月 31 日まで有給休暇を取得したので、同資格喪失日は平成元年 4 月 1 日になるはずである。

当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成元年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本によると、A 社は、平成 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成 17 年 6 月 10 日に解散している上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることが確認できることから、請求期間当時の取締役で、解散時の事業主に照会したものの、同人は請求期間当時の資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時の事情を知っている可能性があるとして名前を挙げた上司及び同僚は、いずれも請求者を記憶しているものの、請求者が退職した時期などの具体的な記憶はなく、請求者が請求期間に有給休暇を取得し、平成元年 3 月 31 日まで当該事業所に在籍していたことを確認できる陳述は得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の当該事業所における離職日（退職日）は、平成元年 3 月 20 日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成元年 3 月 21 日）と符合している。

加えて、前述の解散時の事業主及び請求者が名前を挙げた上司のほか、請求期間当時の事務担当者は、いずれも、請求期間当時、当該事業所においては、本社で一括して給与の計算及び社会保険等の届出を行っていたことから、平成元年 3 月の途中で退職したとする届出を行っている場合は、請求期間に係る平成元年 3 月分の厚生年金保険料を給与から控除することはなかったと考えられる旨回答している。

その上、オンライン記録によると、当該事業所において、請求者と同日の平成元年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が 3 人確認できるところ、当該 3 人の当該事業所における雇用保険の離職日は、請求者と同じく平成元年 3 月 20 日であることが確認

できる上、当該3人のうち生存及び所在が確認できた2人に照会し、1人から回答を得たものの、同人は自身が退職した当時の状況について記憶しておらず、請求者の主張を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。